

湖西市農業委員会議事録（11月）

招 集 年 月 日	令和 4 年 11 月 15 日（火）									
招 集 の 場 所	防災センター 2 階									
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11 月 15 日(火) 午後 2 時 00 分					議長	内山 吉朗		
	閉 会	11 月 15 日(火) 午後 3 時 00 分					議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 (欠席 0 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○				
	2	内山 吉朗	○	10	山本 晴夫	○				
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○				
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○				
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	○				
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○				
	7	石田 浩章	○							
	8	高須 俊夫	○							
会 議 録 署 名 委 員	1 番	菅沼 純一				14 番	外山 雅子			
職務のため出席 した者の職氏名	次 長	吉田 善行				副主任	朝倉 麻貴			
会議に付した事件	1 2 3 4 5 6	開 会 会長あいさつ 議 題 議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 44 号 非農地証明願について 議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について 報告事項 報告第 29 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 30 号 農地法第 5 条届出受理について その他 閉 会								
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り									
備 考										

議 事 の 概 要

(令和 4 年 11 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

- 次 長 みなさんこんにちは。
- 定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。
- 本日は、委員全員出席でございますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。
- 会 長 みなさんこんにちは。非常に良い天気の中、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 11 月定例会を開会いたします。
- 次 長 ありがとうございました。
- ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。
- 議長(会長) それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- それでは議事録署名人は、議席番号 1 番の菅沼純一委員と 14 番の外山雅子委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。
- はじめに、「議案第 42 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 説明の前に議案書の修正があります。資料 2 ページをご覧ください。申請番号 26 番及び 27 番につきまして、申請者より取り下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取り下げをさせていただきます。よって、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 5 件です。

事務局

申請番号 28 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 28 番及び図面の No. 3 です。申請地は、[] から [] に位置する農地で、今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] [] にお住まいの方で、10896.04 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、パンパスグラスを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員

11 月 3 日に三浦推進委員と現地確認に行きました。申請地は [] の元は田んぼですが、現状はパンパスの畑になっています。用地習得後も引き続きパンパスを栽培するようになっていて、周辺農地との調和も取れていることなので、特に問題ないと思いました。以上です。

事務局

申請番号 29、30 番について一括して説明します。資料は議案書の 3 ページ、番号 29、30 番及び図面の No. 4 です。29 番の賃借人は [] に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。30 番の区分地上権者は [] に在住の方で太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光による一時転用の更新のための申請に及んだものです。3 条申請に及んだものです。申請地は、 [] から [] に位置する農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

事務局

申請番号 31、32 について一括して説明します。資料は議案書の 3 ページ、番号 31、32 番及び図面の No. 5 です。31 番の賃借人は [] に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。32 番の区分地上権者は、 [] に本社のある法人で、太陽光発電設備を設置する者です。今回、太陽光発電設備の申請にあたり、下部農地

の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] のところに位置する農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第3条第3項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第42号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、申請件数は6件です。

申請番号33番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号33番、図面のNo.6です。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、建設業を営む法人で、この度、太陽光発電設備を設置するための申請に及んだものです。申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] のところに位置し、国道と山林等で分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、併用地を含めた5411.28㎡の土地に太陽光パネル1枚あたり2.58㎡を1360枚設置して発電し、発電能力は499.5kWで配置計画からみて転用規模は適当と思われます。敷地内外周にはフェンス及び土堰堤を設け、雨水の流出を防止し、雨水は地形に勾配を付け最終枡から既設水路へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、経済産業省の設備認定を受けてい

ること、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。太田達男委員補足説明をお願いします。

太田委員

ここは森推進委員と現地確認に行ってきました。南側は[REDACTED]があり、北側は山林で東側には神社があり、西側には既に太陽光発電施設が設置されています。排水も問題なく、このように見てまいりました。何ら問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 34. 35 番について一括して説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 34. 35 番、図面の No. 7 です。申請者は、33 番と同じく [REDACTED] に本社を置き、建設業を営む法人で、太陽光発電設備を設けるための申請に及んだものです。34 番は売買による所有権移転、35 番は賃借権の設定と権利の種類が異なるため、別の申請となっております。申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] のところに位置し、国道と山林等で分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、併用地を含めた 6631. 22 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2. 01 m²を 1468 枚設置して発電し、発電能力は 499. 5 k w で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。敷地内外周にはフェンス及び土堰堤を設け、雨水の流出を防止し、雨水は地形に勾配を付け最終枡から既設水路へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます太田達男委員補足説明をお願いします。

太田委員

33 番と続いているところで、先ほど言いましたように南側には [REDACTED] と北側には山、東側には神社と西側には既に太陽光発電設備が設置されており、何ら問題はないと見てまいりました。森推進委員と現地確認に行つてまいりました。以上です。

事務局

申請番号 36 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 36 番、図面は No. 8 です。この度、自己専用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は [] から [] のところに位置し、雑種地及び宅地等で分断された小集団の農地であるため第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅 1 棟 68.73 m²を建設することとなっており、全体の敷地に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

場所は [] のすぐ北になります。今、地図にあるように、南に 2 軒北に一か所あいてその隣にもう 1 軒と宅地化が進んでいる場所です。排水等に問題はなく、日当たりも特に問題があるとは思えませんので許可相当と思います。以上です。

事務局

申請番号 37 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 37 番、図面の No. 4 及び別添資料 1 です。賃借人は、3 条の番号 30 番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3 条で説明しましたとおり [] から [] に位置する農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 275 w、1.63 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1540 m²のうち支柱部分 2.98 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 81 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、下部の農地における営農状況は、榊の樹高は 150 c m 以上、幅 100 c m となっております。今後も引き続き、除草・消毒・剪定など定期的に行い、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨の意見書が提出されたこと、また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく

事業概要書の届出が受理されたこと、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、許可相当と考えます。外山委員補足説明をお願いします。

外山委員

11月7日に松井推進委員と現地確認をしてまいりました。太陽光の更新ということで、榊が植えてあるんですけども、生育が悪いものが植え替えられて、大小さまざまであるんですけども、植えてありました。水捌けがいいように土を掘ってあったので、とりあえずは問題ないかと思います。以上です。

事務局

申請番号38番について説明します。資料は議案書の6ページ、番号38番、図面No.5及び別添資料2です。賃借人は、3条の番号32番と同じ者です。今回営農型太陽光による一時転用期間3年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は、3条で説明しましたとおり [REDACTED] から [REDACTED] のところに位置する農地です。審査をしたところ、農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は1枚あたり275w、1.63㎡の太陽光パネルを360枚設置して発電し、発電能力は49.5kwで、申請地1122㎡のうち支柱部分3.23㎡の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が82株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、下部の農地における営農状況は、榊の樹高は150cm以上、幅90cmとなっております。今後も引き続き、除草・消毒・剪定など定期的に行い、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨の意見書が提出されたこと、また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、許可相当と考えます。山本晴夫委員補足説明をお願いします。

山本委員

11月7日に尾崎推進委員と現地を見てきました。営農型太陽光の更新ということで見てきたんですけども、東側と南側に道路があって、そこに側溝があるんですけども、この土地は側溝よりも低いところにあって、雨水が西側の地主さん、北側と西側は農地ですけども草木が背丈以上に生い茂っていて休耕地になっています。

それで、雨水がこの西側に流れるようになっていて、休耕地のほうに流れるようになってはいるんですけども、後々ここに何かを作るだとかそういうことになるとか何か問題あるじゃないかと思います。あとは、草刈もしてあって柵もそこそこ育っております。その雨水の問題だけ、後々問題が出てくる可能性があるということです。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

柴田委員 いいですか。

議長(会長) どうぞ。

柴田委員 太陽光発電の下の柵の件ですけれども、これは収穫を得たという情報はどこかにあるんですか。あるいはそこに向かって収穫できそうだといいところがあればいいんだけど、車で走って見ている限りでは、それほど頑張って育てているなという感じはしないんですよ。そこらはどういう風に今後考えていくべきか懸念に残っているんですけども。

議長(会長) ということですけども、事務局どうですか。

事務局 今回の件についてお答えしますと、今回の営農者は7年目に収穫を予定しているということで、耕作計画書が提出されています。

会 長 まだ早いということですね。

柴田委員 もうしばらくということですね。管理さえしていれば、木ですから成長はどんどんしていきますから、管理が適切かどうかは確認していかなければならないと思います。

会 長

農地としての利用だけはされているという状況ですよ。

菅沼委員

初期のころに許可した[]さんのところは、自己管理ですよ。あそこあたりは多少切っているのですか。そこは湖西の中でも早いからね。

事務局

まだ収穫しているという報告はきていません。

山本委員

榊の場合、出荷規格ってこんなもんじゃないですか。出そうと思えば出せちゃえるんですよ。ただ収益にはあがってきませんよと。

柴田委員

三方原で、きっと更に時間かけてやっているところだと思うんですけど、木は結構大きかったですよ。出荷しているかどうかは聞いていないからわからないけども、出荷できる状況にはありそうですね。ここらでも同じように、管理して木を育てていけばぼちぼち出荷できるようなところが出てくるんじゃないかなと思います。7年はまだ短いような気がするんですけどね。高さは天井に着くくらいでしたけど、横幅は広がったですよ。

会 長

今の話はどうですかね。本計画では7年という作付け計画になっているものから、引き続き注視していくということによろしいですか。

それから、先ほどの[]の排水の問題はどうですかね。委員さんからも心配をされているという意見がありました。

山本委員

本当に、草が背丈以上になっているんでね、西側も北側も、一応農地にはなっておるんだけど。水は西側に流れるようになっている。そこが後々草刈りをして何かを作るとなると問題が起きるんじゃないかと思ってます。

会 長

地元の委員さんとしてそういう心配はあるんだけど今回は現状ではやむを得ないという判断なんではないでしょうか。

山本委員 現状は周りで何か作っているというわけではないので、現状は問題ないけれども、北側へ坂になっているので下がってきて道路があつてそこに水が全部きて土地が道路よりも低いもんだから水が全部入っちゃう。

会 長 の圃場整備のところだと思うけど、建設当時からそういう水の流れになっていたということですかね。

山本委員 流れるところがないだよ。側溝が高いので。

会 長 逆にその水田だったとか、そういう可能性も。

山本委員 西側のよく見れば水路があるのかな、わからんくらい。

会 長 排水の問題は、自分の現場を見たときも心配したことがあるんですけども、本来流すべき方向へ流すべきだとは思うんですけども、現場がわからないもんですから。事務局はどう思いますか。

事 務 局 排水計画については、今回の場所は自然浸透ということででていますが、最近の雨だと想定外というのがあるので、仮にこのみならず、普通に作物作っているところもそうだと思うんですけども、自分のところと相手のところの境でお互いの話の中で、作物の中でも水がそこまでいるものといらないものがあると思うので、それぞれの畑の間で話をしていくしかないのかなと。

会 長 現状は特に問題ないけど、もしそういう事態に至った場合は、当事者同士で話をしてもらうしかない。

事 務 局 そうですね。自分の借りている敷地内で土側溝を掘るような指導になるのかなと思います。

会 長 万が一の場合は、あくまで当事者で解決していただくということで委員会として

は特に制限かけるとかいいですかね。

会 長 それでは他にありませんか。

高須委員 図面の No. 7 の太陽光パネルで水色のところあると思うけど、間の白色のところはここは何ですか。

事 務 局 ここは、かなり昔から止まっている相続未登記地になっていて、どうしてもできず、協議ができないとのことで買収が出来なかった部分です。

高須委員 では、青いところだけが申請地ということですね。

事 務 局 そうです。

高須委員 この上に太陽光がかかることはないですよ。

事 務 局 それはないです。

会 長 登記ができないということでしょうかないんですね。

池田委員 いいですか。

農地を持っている場合、その方が亡くなったら、相続をしてくださいと役所の方から何もいかないんですか。

事 務 局 こちらの部署からはいかないです。

池田委員 法律が多少厳しくなって、亡くなったら相続をしろという記事を見たと思うけど。

事 務 局 農地だけじゃないです。何というか、相続放棄したいという相談はありますけど

も。登記できてなくても、相続人に課税はしてます。

鈴木委員 第三者に売却するか譲渡しない限りは永遠に続くということか。

事務局 そうですね。固定資産税の発生しない額だと、納税通知も送られずに明治や中には江戸生まれの方から名前が残ったままで、相続人さえ気づかないということも結構あるので。

議長(会長) こんなこともあるんですね。

(他に質問がないか確認)

それでは、意見も出尽くしたかと思うので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第 43 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 44 号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願につきまして、申請件数は 2 件です。

申請番号 6 番について説明します。議案書の 8 ページ、番号 6 番、図面の No. 9 をご覧ください。申請者は、[REDACTED]にお住まいの[REDACTED]さんです。申請地は[REDACTED]より[REDACTED]のところに位置します。現状は原野及び山林で、非農地となった経緯は体力の低下に伴い耕作できなくなったとのことです。つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と考えます。柴田克芳委員補足説明をお願いします。

柴田委員 11 月 8 日に小原推進委員と視察に行ってきました。この地番の[REDACTED]のほうは竹林になっているんですね、その間に杉の木が生えていて台風で倒れた跡もあるそんな状況でした。[REDACTED]のほうにつきましてはもう完全に造林になっていて、近所の人に聞いてみたら、若い頃からこんな感じが続いてますよという証言もあり、

農地としての再生は非常に困難ではないかと判断しました。以上です。

事務局

申請番号7番について説明します。議案書の8ページ、番号7番、図面のNo.10をご覧ください。申請者は、[]にお住まい[]さんです。申請地は[]より[]のところに位置します。現状は山林で、非農地となった経緯はみかん畑を耕作していたが高齢で耕作が不十分となりそのまま放置したとのこと。つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と考えます。足田晃久委員補足説明をお願いします。

足田委員

11月12日に荻野推進委員と一緒に見に行っていました。資料を見てもらうと分かるように、完全に山林ですね。この方以外のところも山林化しており、農地への復元は困難と思われます。なので妥当かと思います。以上です。

事務局

以上で、非農地証明願についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第44号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第45号用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書10ページをご覧ください。

公告予定が11月18日の利用集積計画について説明いたします。

農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が4筆あります。県の農業振興公社が3018㎡の農地を3名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[]

に本社を置く に分配を予定するものです。以上で、利用集積計画についての説明を終わります。

議長（会長）

この案件について何か質問はございますか。

（質問がないか確認）

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 45 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします

事務局

議案書 12 ページをご覧ください。

報告事項第 29 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 6 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 14 ページをご覧ください。報告事項第 30 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長（会長）

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、12 月 15 日（木）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議長(会長) 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 11 月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後 3 時 00 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 菅沼 純一

委 員 外山 雅子